

議案第61号

志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年8月28日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年志摩市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、この条例による改正後の志摩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定の適用については、新条例第 29 条第 2 項第 3 号、第 31 条第 2 項第 3 号、第 44 条第 2 項第 3 号及び第 47 条第 2 項第 3 号中「15 人」とあるのは「20 人」と、新条例第 29 条第 2 項第 4 号、第 31 条第 2 項第 4 号、第 44 条第 2 項第 4 号及び第 47 条第 2 項第 4 号中「25 人」とあるのは「30 人」とする。
- 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者(A 型)、小規模保育事業者(B 型)、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の新条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。